

パレード開催業務委託仕様書（公募用）

1 業務名

パレード開催業務委託

2 目的

柏市で開催される柏の葉まちづくり20周年及び柏の葉公園開園35周年記念イベントに合わせ、県民に文化芸術活動に触れ親しむ機会を提供し、文化芸術への関心の向上及び理解の促進を図るため、吹奏楽、ダンス、伝統芸能等、様々な団体が参加するパレード及びパフォーマンスステージを実施する。

3 パレード概要

※パレードの主催：千葉県

※警備計画案は非公開情報のため、資料は県へ問い合わせること。

(1) 開催日：令和8年11月22日（日）

(2) 時間：正午～午後2時（予定） ※詳細な時間は警備計画案を参照すること。

(3) 場所：県立柏の葉公園付近（柏市柏の葉）

※柏の葉キャンパス駅周辺では、別途パレード関連展示を実施する予定。

(4) 関連イベント：パレード実施後、パレード出演者を含めたパフォーマンスステージを実施する。

（パフォーマンスステージ概要）

場所：県立柏の葉公園

時間：午後2時～午後4時（予定）

※ステージの出演団体数（概ね4～5団体程度、1団体当たり20～30分程度を想定）や構成は県及び開催市が調整中であり、タイムスケジュール等については受託後に県と調整するものであること。

※ステージの規模は提案事項とするが、ステージ前での演奏・演技も予定していることから、ステージ前に縦横10メートル程度のスペースを確保すること。

※ステージ周辺に県・市等の各機関による啓発・イベントブースを出展するためのテントエリア（1.5間×2間 10ブース程度）を確保すること。

なお、ブースの出展時間は午前11時～午後4時を予定していること。

4 委託業務内容

※全ての業務において、事故や災害等のリスクを考慮し、危機管理体制を整えるとともに、県と協議しながら進めること。

※委託業務内容は以下のとおりとなるが、このうち企画提案する事項については、「パレード開催業務委託 企画提案募集要項」の別紙1を参照すること。

(1) パレード及びパフォーマンスステージ運営計画の作成

ア 運営全体の計画

イ 雨天及び荒天時の計画（事前対応含む。）

- ウ 中止時の計画（開催判断基準の作成及び中止判断時の対応を含む。）
- エ 会場レイアウト（音響機材の設置、関係者及び来場者用駐車場、仮設トイレ、会場内設備の調達、プレスエリア、参加者控室含む）
- オ 警備・安全対策関係
 - ・県作成の警備計画案をもとにした会場内の警備及び安全対策計画（テロ対策を含む。）
 - ・最寄駅（柏の葉キャンパス駅）の警備及び誘導計画
 - ※最寄駅周辺で実施するパレード関連展示に係る警備・誘導を含む。
 - ※最寄駅周辺は交通規制を行う予定であり、規制の時間は午前8時～午後8時を想定している。規制予定場所等の詳細は警備計画案を参照すること。
 - ・上記に係るマニュアルの整備（警備運営備品計画を含む。）
 - ※関係機関への協力依頼及び照会手続に係る提出用実施計画の作成を含む。
 - ・リスクマネジメント計画及びマニュアル原案作成
- カ 救護体制構築計画（救護に必要な人材及び備品等や、救護マニュアルの作成、緊急車両導線、救護所の設置運営を含む。）
- キ 交通規制告知関係
 - ・交通規制告知計画（最寄駅周辺の交通規制及び迂回路対策を含む。）
 - ・案内看板、横断幕及び標識等（事前告知物を含む。）の制作・設置計画
 - ・交通規制告知ポスター・リーフレットの作成・配布計画及び配布
 - ・交通規制媒体告知計画 ※告知範囲：柏市
- ク 通信インフラ・連絡体制の整備計画
 - ・運営本部と各部署（警備員、救護所、控室等）、関係機関の連絡体制の整備計画
 - ・通信機材（携帯電話、無線等）の調達・配備計画
- ケ 各種申請作業関係（道路使用（占用）許可申請資料への添付書類等の作成等）
- コ 接遇関係のマニュアル・教育計画（本業務に従業する者への接遇等のマニュアル・教育計画の作成等。なお、観覧者及び近隣住民に対する対応マニュアル等も含む。）

（2）パレード及びパフォーマンスステージ運営進行管理業務

※当日が雨天の場合は対策を講じること。

※中止の判断がなされた場合や、事前に中止が見込まれる場合の対策を講じること。

- ア 出演者との連絡調整並びに交通手段の手配及び交通費の支払いに関すること。
- イ 会場（控室や駐車場等含む）管理者との連絡調整に関すること。
- ウ 必要となる機材、備品、消耗品の手配及び経費の支払いに関すること。（出演者が使用する楽器や機材の搬入、搬出、梱包及び運搬を含む）
 - ※出演者が音響設備（車両）を希望した場合は当該設備（車両）を手配すること。
- エ タイムスケジュール及び進行台本、各種マニュアルの整備に関すること。
- オ パレードのスタート演出及びMC（パフォーマンスステージを含む）の手配に関すること。
- カ リハーサルの実施に関すること。
- キ 控室の確保、控室内の整備、利用者の割振り及び使用料の支払いに関すること。
- ク 県が調整する関係者及び来場者用駐車場の整備及び誘導、駐車場として使用する

- 土地・施設等の使用料の支払いに関すること。
- ケ 会場（控室や駐車場、パフォーマンスステージ会場等含む）内の機材等の手配・設営・撤去に関すること。（運営本部に係る機材や音響機材、駐車場、控室、トイレ、強風及び雨天対策、関係機関との連絡調整等含む）
- コ 通信インフラ・連絡体制整備に関すること。
- ・通信連絡体制の整備（運営本部と各部署（警備員、救護所、控室等）、関係機関との連絡体制の整備）
 - ・通信機材（携帯電話、無線等）の調達及び配備
- サ 受付・案内及び来場者の誘導、整理に関すること。
- シ 出演者及び観覧者等に係るイベント保険等への加入に関すること。（運搬に係る必要な損害保険等への加入を含む。）
- ス 会場の清掃及び維持管理、ごみの処理・回収に関すること。
- セ 関係車両の誘導に関すること。
- ソ 救護所の設営・管理運営並びに看護師等必要な人員の確保及び資材（AED等）の調達・配置に関すること。
- タ 関係者・スタッフの識別カード・服装の手配及び駐車証の作成に関すること。
- チ 来賓観覧席の設置に関すること。（テントや机、椅子の設置を含む。）
- ツ 著作権の処理及び支払いに関すること。
- テ 運営（駐車場の管理含む）に必要なスタッフの手配に関すること。
- ト 運営や会場設営・撤去等に必要な車両の調達及び運行管理に関すること。
- ナ 開催・中止判断の補助に関すること。
- ニ その他パレード及びパフォーマンスステージの実施に関して必要なこと。

（3）警備・安全対策業務

- ア 警備及び安全対策の実施（迂回路対策及びテロ対策を含む。）
- イ 最寄駅（柏の葉キャンパス駅）の警備・誘導
- ※最寄駅周辺で実施するパレード関連展示に係る警備・誘導を含む。
- ウ 警備運営備品の設営・管理及び撤去（サインボード、カラーコーン・柵などの警備運営備品の手配・設営・撤去、緊急車両導線確保等）
- エ リスクマネジメントマニュアルの作成及び印刷
- オ 交通規制に伴う路線バスの運行変更に係る手続及び経費の支払いに関すること。
- ※交通規制に伴う県内事業者の不利益軽減に最大限配慮すること。
- ※必要に応じ道路管理者・交通管理者との交渉に同席するとともに、関係資料を作成すること。

【アの主な警備箇所等】

- ①パレードコース警備（路上駐車、会場近隣への無断駐輪対策）
警察及び県職員の指示のもと、路上駐車車両や無断駐輪の自転車の移動を促し、路上駐車及び無断駐輪を解消・防止する。
- ②車両通行止めエリア警備

- ・警察及び県職員の指示のもと、交通規制を行う。
- ・車両の誘導の際は、来場者等への注意喚起をする。

③パレードコース警備

- ・警察及び県職員の指示のもと、観覧者が荷物等で場所取りを行っている場合は注意喚起を行い止めさせる。
- ・観覧スペースで観覧者が密集している場合は、間隔を空けるよう注意喚起する。
- ・通行スペースで観覧者が立ち止まらないよう注意喚起し、安全管理を行う。
- ・来場者等及び車両の誘導のため、カラーコーン等を設置するが、委託者の事前指示により車両の出入が必要な地点ではカラーコーン等を移動して車両の誘導をするとともに、来場者等への注意喚起をする。また、現場で状況により、カラーコーン等の設置場所の変更が必要になった場合は、委託者に報告の上変更するものとするが、緊急の場合は配置を変更し、事後に委託者に報告すること。

④全体管理業務（警備責任者）

全体管理をする警備責任者を配置し、業務の報告や連絡体制を確立する。

- ※ 交通規制の時間は日中3時間程度を予定しており、警察又は県職員の指示のもと、交通規制開始及びパレード終了後の解除の際には、連携して作業を行うものとする。
- ※ 来場者等から会場への道案内等の業務が発生した場合は、事前に委託者から提供される資料を活用し、適切丁寧に案内をすること。
- ※ 警備責任者以外の者の服装は、警備会社の制服を着用し、無線、誘導灯など必要な装備を用意すること。

(4) 交通規制告知業務

※事前に中止の判断がなされた場合、その告知も含むこと。

ア 交通規制告知

一般道事前告知、迂回路告知(案内看板、横断幕、標識及び折込チラシ等の作成を含む。)

イ 交通規制媒体告知

新聞、ラジオ、テレビ、折込チラシなどにより告知

ウ 交通規制告知ポスター・チラシ等の配布

エ 地元の企業や近隣住民との調整(ポスティング及び県が行う地元企業や近隣住民への説明への同席含む。)

(5) 広報並びに実施報告書用写真及び動画の撮影

ア 当日の撮影計画の立案

※撮影ポイント等については県と事前に協議すること。

イ 当日の撮影

ウ 撮影データの提供

※データ提供の際は、撮影ポイントごとに集約し、整理すること。

※広報及び実施報告書の素材として活用することを踏まえ、計画的に記録すること。

※データの提出形式の詳細については、県と協議すること。

（6）業務遂行に必要となる官公庁等への各種申請手続

ア 法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続の全てを代行すること。

（道路使用（占用）許可申請を除く。）

イ 法令等により委任・代理が不可能な場合はあらかじめその旨を県へ報告すること。

ウ 道路使用（占用）許可申請の添付書類等の作成及び申請業務補助を行うこと。

エ 手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

5 成果品

（1）実績報告書 3部

（2）上記に係る電子データ

※本業務で作成した各種計画、マニュアル、印刷物を含め提出すること。

※成果品の作成に当たっては、県と協議すること。

6 業務実施体制

（1）契約締結後、速やかに県と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。

（2）受託事業者は、速やかに受託事業者側の業務実施体制を明確にすること。

また、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任するに当たり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。

（3）受託事業者は、円滑に本業務を遂行するため、業務従事者の中から、業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。併せて、県の担当者との連絡調整に当たる連絡担当者を定めること。

業務責任者及び連絡担当者の氏名は、（2）の業務実施体制と併せて県に報告すること。

（4）受託事業者は、具体的な実施方法を取りまとめた業務実施計画書を、委託契約締結後速やかに作成し（様式は任意）、県に対し内容等の説明を行い、了解を得ること。

（5）受託事業者は業務の実施に当たり、関係機関及び本業務委託の実施に関する全ての関係業者と連絡体制並びに情報共有を行うこと。

（6）災害・事故等に対する危機管理対策について、長期的な視点に立った情報収集や分析を行うなど、危機管理体制を整えること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（1）本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。

（2）成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また

第三者が行使しないよう措置するものとする。

- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 その他の留意事項

(1) 業務の実施

- ・本業務の履行に当たっては、警備業法及び関係法令を遵守すること。
- ・本業務の実施に当たっては、県と協議及び打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- ・協議及び打合せは、県又は受託者の求めに応じて実施するものとし、場所については、県の指示に従うものとする。
- ・県の求めに応じて、必要な電子データの提供を行うこと。

(2) 経費

本業務の履行のために受託者が負担する一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものであること。

(3) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。

(4) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。なお、業務の実施において、仕様等の変更により、予算額に変動が生じた場合、速やかに県と協議を行うこと。

(5) 記載外項目

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(6) その他

- ・受託事業者及び業務従事者は、本業務上知り得た事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- ・受託中に発生した事故、災害等による損害については、受託者及びその従事者は委託者にその損害の賠償を請求しないこと。
- ・本業務の遂行に関し、受託者が委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責を負うこと。
- ・雨天等による中止の場合の支払金額は出来高払いとする。
- ・人員数及び物品数は関係機関との協議により変動する場合がある。
- ・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。